

2018年8月7日



各 位

会 社 名 オリンパス株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 笹 宏行
(コード：7733、東証第1部)
問合せ先 広報・IR部長 櫻井 隆明
(TEL. 03-3340-2111(代))

当社子会社に対する訴訟の判決に関するお知らせ

当社の中国現地法人である Olympus (Shenzhen) Industrial Ltd. (以下「OSZ」といいます)が、深圳市安平泰投资发展有限公司(以下「安平泰」といいます)から、2016年12月23日付けで提起された訴訟について、2018年7月30日付けで、深圳市中級人民法院において判決が出され、同年8月3日、同判決書がOSZ 訴訟代理人に送達されましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 判決のあった裁判所及び判決日

深圳市中級人民法院
2018年7月30日

2. 訴訟の経緯

中華人民共和国広東省深圳市内に所在する OSZ は、2011 年頃より、安平泰に対して、食堂運営や警備業務等を委託しておりましたが、2014 年に、深圳税関当局との間で発生した税務問題を解決するために安平泰をコンサルタントとして起用しました。なお、この税務問題をめぐる安平泰の起用経緯等については、2016 年 6 月 27 日付け「当社及び当社子会社に関する一部報道について」でお知らせしたとおりです。

上記税務問題が解決し、OSZ は、安平泰に対して業務委託契約に基づいて 2400 万元(約 4 億円相当)を支払ったほか、OSZ の従業員寮 2 棟を安平泰に貸与していました。

その後、安平泰は、コンサルタント業務の対価として、OSZ には、上記従業員寮 2 棟を安平泰に譲渡する義務があるにもかかわらず、その義務を果たしていないと主張し、OSZ との間の 2013 年 10 月 16 日付け覚書なるものに基づいて、2016 年 12 月 23 日付けで、OSZ に対して、損害賠償等として総額 2 億 7490 万 5271.36 人民元(同日付け為替レートによれば約 46 億 4300 万円相当)の支払を求める訴訟を深圳市中級人民法院に提起しました。

これに対して、OSZ は、安平泰が請求の根拠としている上記覚書の真正性を争うなど、安平泰の主張を全面的に争うとともに、2017 年 3 月 17 日付けで、安平泰に対し、上記従業員寮 2 棟の明渡し及び使用料等として 442 万 4760.45 人民元(同日付け為替レートによれば約 7200 万円相当)の支払を求める反訴を提起しました。

3. 判決の内容

2018 年 7 月 30 日、深圳市中級人民法院は、OSZ の主張を退けて、OSZ が安平泰に対し、損害賠償として、30,774,390 米ドル(同日付け為替レートによれば約 33 億 5700 万円相当)及びその遅延損害金等を支払うよう命じました。また、OSZ による反訴請求について、深圳市中級人民法院は、安平泰に対し、OSZ による金銭支払と引き換えに、従業員寮 2 棟を OSZ に引き渡すよう命じましたが、寮の使用料等を求める反訴請求については棄却しました。

4. 今後の対応等

本判決においては、OSZの主張が認められず、誠に遺憾です。当社及びOSZは、判決の内容を十分に精査した上で、控訴を行う方針で検討を進めて参ります。

本判決により2019年3月期第1四半期の連結決算において、その他の費用として34億5700万円の計上を行いました。また、2019年3月期通期連結業績予想については、本日公表の「2019年3月期 第1四半期決算短信」および「その他の費用の計上および業績予想の修正に関するお知らせ」をご覧ください。

なお、安平泰に対するコンサルタント業務の委託に関しては、従前より、一部の報道機関から、OSZが中国・深圳税関当局との間の税務問題の処理をめぐり安平泰を通じて不正な支払を行った疑いがあるなどといった報道がなされております。しかしながら、2016年6月27日付け「当社及び当社子会社に関する一部報道について」及び2018年1月31日付け「当社及び当社子会社に関する一部報道について」において、「日本、米国及び中国の贈賄関連法令に違反する行為があったとは認められません」、「当社は、調査結果についても、必要な海外関係当局に説明しております」とお知らせしているとおり、当社はこの問題について調査を実施した上で適切な対応を行っております。

以 上